

各市町村における個別審査書類一覧表(建設工事)

	徳島市	徳島市上下水道局	鳴門市
受付窓口、内容に関する問合せ先	〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地 徳島市総務部契約監視課 TEL 088-621-5326・5327 FAX 088-624-5563 Eメール keiyaku_kanri@city-tokushima.i-tokushima.jp	〒770-0847 徳島市幸町3丁目55番地(自治会館2階) 徳島市上下水道局総務課契約係 TEL 088-623-2092 FAX 088-623-1027 Eメール suido_somu@city-tokushima.i-tokushima.jp	〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 鳴門市企画総務部総務課契約検査室 TEL 088-684-1031 FAX 088-684-1336 Eメール keiyakukensa@city.naruto.i-tokushima.jp
提出方法	持参又は郵送	持参又は郵送	持参又は郵送(郵送の場合は当日消印有効)
それぞれの参加希望自治体に提出しなければならない資料(個別審査書類)	<p>【市内企業】</p> <p>②～⑨について提出を要しない場合は、①を含めて市への書類の提出は不要</p> <p>①提出書類一覧表(市様式) ②アドプト事業報告書(市様式第9号)※該当者のみ ③防災協定の締結を証明する書類※該当者のみ ※直近の総合評定値通知書において「締結有」の場合は不要 ④特殊機械所有状況等報告書(舗装工用)(市様式10号) ※舗装工事希望業者 ⑤舗装工事関係調査表(市様式第15号) ※舗装工事希望業者 ⑥特殊機械所有状況等報告書(法面工用)(市様式11号) ※法面工事希望業者 ⑦特殊機械所有状況等報告書(道路区画線工用)(市様式12号) ※道路区画線工事希望業者 ⑧特殊機械所有状況等報告書(市様式第13号) ※機械器具設置工事希望業者 ⑨建築物等の解体等における石綿等の除去等に対する資格等取得者届出表 ※解体工事希望業者 ※令和5・6年度受付より特殊機械所有状況等報告書の様式が変更となります。</p> <p>【市町村外】</p> <p>②～③について提出を要しない場合は、①を含めて市への書類の提出は不要</p> <p>①提出書類一覧表(市様式) ②アドプト事業報告書(市様式第9号)※該当者のみ ③防災協定の締結を証明する書類※該当者のみ ※特殊機械所有状況等報告書等の提出は不要。</p> <p>【県外企業】</p> <p>②～⑤について提出を要しない場合は、①を含めて市への書類の提出は不要</p> <p>①提出書類一覧表(市様式) ②委任状(任意様式) ※年間委任の場合で主たる営業所以外に委任する場合のみ ③営業所一覧表(県様式第2号) ※年間委任がある場合のみ ④徳島県内の営業所等届出書(市様式第8号) ※徳島県内に営業所がある場合のみ(建設業法上の営業所以外の営業所も含む) ⑤徳島市が発行する法人市民税及び固定資産税の納税証明書の写し(直前2年間の事業年度分) ※④の書類を提出した者のうち、徳島市内に営業所がある場合のみ</p>	<p>【県内企業】</p> <p>県内業者については個別審査書類はありません。</p> <p>同上</p> <p>①委任状(任意様式、押印したもの) ※年間委任の場合で主たる営業所以外に任命する場合のみ ※委任状の宛名は「徳島市上下水道事業管理者」で提出 (「徳島県知事 希望市町村長」では受理できませんのでご注意ください)</p>	<p>【市内企業】</p> <p>①県提出の申請書様式第1号 ②経審結果通知書の写し ③職員数調べ(鳴門市様式) ④委任状(年間委任の場合で主たる営業所以外に委任する場合) ⑤業者カード(鳴門市様式) ⑥県発行の申請書受付票</p> <p>【市外企業】</p> <p>①県提出の申請書様式第1号 ②経審結果通知書の写し ③委任状(年間委任の場合で主たる営業所以外に委任する場合) ④業者カード(鳴門市様式) ⑤県発行の申請書受付票</p> <p>上記①～⑤に加え、 【鳴門市内の営業所に権限を委任する場合】 ⑥鳴門市税の納税状況調査同意書 ⑦営業所の写真及び所在図面(要領参照)</p> <p>【県外企業】</p> <p>①県提出の申請書様式第1号 ②経審結果通知書の写し ③委任状(年間委任の場合で主たる営業所以外に委任する場合) ④業者カード(鳴門市様式) ⑤県発行の申請書受付票</p> <p>上記①～⑤に加え、 【鳴門市内の営業所に権限を委任する場合】 ⑥鳴門市税の納税状況調査同意書 ⑦営業所の写真及び所在図面(要領参照)</p>
様式等入手方法	徳島市ホームページ、徳島市契約監視課窓口(徳島市役所6階)	徳島市上下水道局ホームページ、徳島市上下水道局総務課契約係窓口(自治会館2階)	鳴門市公式ウェブサイト
個別審査書類の詳しい提出要領及び様式等のダウンロード元	https://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/keizai/nyusatsu/kouji/sanka_shikaku/shinsei_kouji.html	https://www.city.tokushima.tokushima.jp/jogesuudokuyoku/index.html	http://www.city.naruto.tokushima.jp/jigyosha/nyusatsu/torokugyosha/kensetsu/index.html
個別審査書類の様式等の入手又はダウンロード可能時期	R4.12月下旬(県がダウンロード可能となった後)	R4.12月下旬(県及び徳島市がダウンロード可能となった後)	R4.12月下旬より
個別審査書類の受付期間	県と同じ	県外企業のみ 徳島市と同じ	県内外企業とも R5.1.11～R5.1.30
資格有効期間	県内外企業ともR5.6.1～R7.5.31	徳島市と同じ	県内外企業とも R5.6.1～R7.5.31
資格認定通知の送付時期	県内外企業ともR5.6.1頃	送付予定無し	送付予定なし
希望工事業種	登録工種 ○県内業者:直近の経営事項審査の受審工種 ○県外業者:県の希望工種	登録工種 ○県内業者:直近の経営事項審査の受審工種 ○県外業者:県の希望工種	県提出の業者カードとは別に、市で設定した業者カード様式に市の希望工事種別表の中から希望業種を記入すること。
市町村外企業を名簿登録する、あるいは入札参加させるに際して条件を設定している場合、その条件	条件無し	条件無し	条件無し
市町村で独自に申請書受付を行う案件(共同受付の対象とならない受付を行う場合)	無し ※令和3年から、推進工事の受付は徳島市上下水道局で行います。	配水管布設工事(市内業者のみ申請可能) 推進工事(市内業者のみ申請可能) ※受付期間は上記個別審査書類の受付期間と同じ	無し
資格認定後の変更届の提出先、提出方法など	個別審査書類と同じ	上記上下水道局窓口及び方法と同じ	個別審査書類と同じ
追加受付への対応	県と同様(共同受付で対応)	県と同様(共同受付で対応) 配水管布設工事は対象外	資格有効期間の後半1年用の追加受付のみ実施予定

各市町村における個別審査書類一覧表(建設工事)

	小松島市	阿南市	吉野川市
受付窓口、内容に関する問合せ先	〒773-8501 徳島県小松島市横須町1番1号 小松島市都市整備部建設管理課 TEL 0885-32-2121 FAX 0885-33-1559 Eメール kensetsukanri@city.komatsushima.i-tokushima.jp	〒774-8501 阿南市富岡町トノ町12番地3 阿南市総務部総務課 TEL 0884-22-3804 FAX 0884-22-1249 Eメール kanri@anan.i-tokushima.jp	〒776-8611 徳島県吉野川市鴨島町鴨島115-1 吉野川市建設部監理課 TEL 0883-22-2252 FAX 0883-22-2239 Eメール kanri@yoshinogawa.i-tokushima.jp
提出方法	市内企業のみを対象に直接持参による。 その他の企業は個別審査書類不要。	持参又は郵送 ※市内企業のみを対象に直接持参による。 ※郵送の場合は、締切日午後5時必着。	持参または郵送 持参の場合:受付時間:午前9時から午後5時(土・日を除く) 郵送の場合:受付期間最終日消印有効 ※書留又は簡易書留に限る
それぞれの参加希望自治体に提出しなければならない資料(個別審査書類)	県内企業 市町村 市内企業のみ ①申請書様式第1号 ②営業所一覧表(県様式第2号) ③技術者経歴書(職員数調)(小松島市様式) ④登記事項証明書原本(法人)もしくは身分証明書原本(個人) ⑤経審結果通知書の写し ⑥納税証明書(法人・消費・県・市税・代表者の全部)原本 ⑦特殊機械所有状況等報告書(舗装工事を希望する場合・小松島市様式) ⑧地方税法第383条に基づく償却資産申告書(様式第26号控用)写し ⑨小松島市土木施設アドプト事業に係る申告書(該当する場合・小松島市様式) ※個別審査書類は資格有効期間中であっても毎年度提出が必要となります。	【市内企業】 ①県提出の申請書様式第1号の写し ②代表者の納税証明書(市町村長発行のもの) ③同意書(阿南市様式) ④経営事項審査結果通知書の写し ⑤使用印鑑届(阿南市様式) ⑥県発行の申請書受付票の写し ⑦業者カード(阿南市様式)	①県提出の申請書様式第1号の写し ②業者カード(吉野川市様式) ③職員名簿(吉野川市様式) ④法人で、吉野川市に納税義務のある役員がいる場合は、役員の納税証明書(吉野川市発行・写し可) ⑤委任状(年間委任の場合で主たる営業所以外に委任する場合) ⑥県発行の申請書受付票の写し ⑦特殊機械所有状況等報告書(舗装工事希望業者) ⑧使用印鑑届
	市町村外	【県内企業】 ①県提出の申請書様式第1号の写し ②工事経歴書 ③使用印鑑届(阿南市様式) ④業者カード(阿南市様式) ⑤経営事項審査結果通知書の写し ⑥県発行の申請書受付票の写し ⑦委任状(阿南市内の営業所等に年間委任する場合)※原本を添付 ⑧法人市民税の納税証明書(阿南市長発行のもの)(阿南市内の営業所等に年間委任する場合)	①委任状(委任先が県への申請分と異なる場合のみ(任意様式:原本)) ※委任状を提出する業者は、県提出の申請書様式第1号の写しも添付してください。
	県外企業	【県外企業】 ①~⑥【県内企業】と同じ ⑦委任状(年間委任する場合)※原本を添付 ※県と受任者が違う場合は、提出書類が一部異なりますので、必ず、阿南市ホームページで提出要領を確認してください。	①委任状(委任先が県への申請分と異なる場合のみ(任意様式:原本)) ※委任状を提出する業者は、県提出の申請書様式第1号の写しも添付してください。
様式等入手方法	小松島市ホームページ	阿南市ホームページ	吉野川市ホームページ
個別審査書類の詳しい提出要領及び様式等のダウンロード元	https://www.city.komatsushima.lg.jp/docs/2908543.html	http://www.city.anan.tokushima.jp/docs/2013020800022/	https://www.city.yoshinogawa.lg.jp/category/zokusei/nyusatsukanrenkvousounyusatsu/
個別審査書類の様式等の入手又はダウンロード可能時期	R4.12月下旬より	令和4年12月下旬(県がダウンロード可能となった後)	令和4年12月中旬
個別審査書類の受付期間	市内企業のみを対象に R5.2.1~R5.2.28(土日祝を除く)	令和5年1月16日から令和5年1月27日まで	県内外企業とも 令和5年1月11日~令和5年1月26日
資格有効期間	県内外企業とも R5.6.1~R7.5.31	令和5年6月1日から令和7年5月31日まで	県内外企業とも 令和5年5月1日~令和7年4月30日
資格認定通知の送付時期	送付予定なし	送付予定なし	送付予定無し
希望工事業種	【受け付けない業種】 02:交通安全施設工事、03:標識設置工事、04:法面処理工事、05:プレストレストコンクリート工事、06:グラウト工事	希望工種を記入し、阿南市様式の業者カードを提出してください。	市内業者のみ、業者カード(吉野川市様式)に希望業種を記入して提出。
市町村外企業を名簿登録する、あるいは入札参加させるに際して条件を設定している場合、その条件	主たる営業所を市外に設置している(市内出身)建設業者等は、市内に営業所を設置し、商業登記簿謄本等で確認でき、法人市民税を納付した場合、これを市内業者として選定することができる。(小松島市建設工事請負業者選定要綱第3条第2項)	条件なし	条件無し
市町村で独自に申請書受付を行う条件(共同受付の対象とならない受付を行う場合)	なし	なし	無し
資格認定後の変更届の提出先、提出方法など	個別審査書類と同じ	個別審査書類と同じ	個別審査書類と同じ
追加受付への対応	資格有効期間の後半1年用の追加受付のみ実施予定	共同受付で対応	年度中の追加受付は実施せず

各市町村における個別審査書類一覧表(建設工事)

	阿波市	美馬市	三好市
受付窓口、内容に関する問合せ先	〒771-1695 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 阿波市企画総務部契約管財課 契約・検査担当 TEL.0883-36-8704 FAX.0883-36-8760 Eメール: nyuukei@awa.i-tokushima.jp	〒777-8577 徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地 美馬市企画総務部総務課 TEL 0883-52-1212 FAX 0883-53-9919 E-mail soumu@mima.i-tokushima.jp	〒778-8501 徳島県三好市池田町シンマチ1500番地2 三好市総務部管財課 TEL0883-72-7635 FAX0883-72-7202 E-mail: kanzai@miyoshi.i-tokushima.jp
提出方法	郵送のみ(期間内午後5時必着)	電子申請 ただし、電子申請が困難な市内企業に限り、持参又は郵送により紙媒体での申請可。	持参又は郵送
それぞれの参加希望自治体に提出しなければならない資料(個別審査書類)	<p>県内企業</p> <p>市町村</p> <p>①県提出の申請書様式第1号の写し ②登記事項証明書(法人)【写し可】 身分証明書(個人)【写し可】 ③阿波市税の納税証明書【写し可】 ④印鑑証明書【写し可】 ⑤使用印鑑届【阿波市様式第3号】 ⑥県へ提出した営業所一覧表の写し※営業所が複数ある場合に提出 ⑦職員数調【阿波市様式第4号】 ⑧技術者経歴書【阿波市様式第5号】 ⑨(舗装工事関係書類)機械履歴書【様式1】、機械写真【様式2】、点検証の写し、車検証の写し等※舗装工事を希望する場合に提出 ⑩業者カード【阿波市様式】 ⑪総合評価値通知書の写し ⑫建設業退職金共済組合加入証明書等【写し可】※総合評価値通知書で建設業退職金共済制度加入が「無」の場合に提出 ⑬県発行の申請書受付票の写し ※必ず詳細を阿波市ホームページにて掲載開始後に御確認ください。</p> <p>市町村外</p> <p>①県提出の申請書様式第1号の写し ②登記事項証明書(法人)【写し可】 身分証明書(個人)【写し可】 ③阿波市税の納税証明書【写し可】※阿波市内の支店や営業所等へ権限委任する場合に提出 ④印鑑証明書【写し可】 ⑤使用印鑑届【阿波市様式第3号】 ⑥委任状【阿波市様式】※権限委任する場合に提出 ⑦県へ提出した営業所一覧表の写し※営業所が複数ある場合に提出 ⑧直前2年間の工事経歴書【阿波市様式等】 ⑨技術者経歴書【阿波市様式第5号等】 ⑩建設業許可申請書の写し※権限委任をし、委任先が県と異なる場合に提出 ⑪業者カード ・県へ提出した業者カード(県内業者用)の写し※県内業者の場合に提出 ・県へ提出した業者カード(県外業者用)の写し※県外業者で、権限委任をし、委任先が県と異なる場合に提出 ・業者カード【阿波市様式】※県外業者で、権限委任をし、委任先が県と異なる場合に提出 ⑫総合評価値通知書の写し ⑬建設業退職金共済組合加入証明書等【写し可】※総合評価値通知書で建設業退職金共済制度加入が「無」の場合に提出 ⑭県発行の申請書受付票の写し ※必ず詳細を阿波市ホームページにて掲載開始後に御確認ください。</p> <p>県外企業</p> <p>①県提出の申請書様式第1号の写し ②登記事項証明書(法人)【写し可】 身分証明書(個人)【写し可】 ③阿波市税の納税証明書【写し可】※阿波市内の支店や営業所等へ権限委任する場合に提出 ④印鑑証明書【写し可】 ⑤使用印鑑届【阿波市様式第3号】 ⑥委任状【阿波市様式】※権限委任する場合に提出 ⑦県へ提出した営業所一覧表の写し※営業所が複数ある場合に提出 ⑧直前2年間の工事経歴書【阿波市様式等】 ⑨技術者経歴書【阿波市様式第5号等】 ⑩建設業許可申請書の写し※権限委任をし、委任先が県と異なる場合に提出 ⑪業者カード ・県へ提出した業者カード(県内業者用)の写し※県内業者の場合に提出 ・県へ提出した業者カード(県外業者用)の写し※県外業者で、権限委任をし、委任先が県と異なる場合に提出 ・業者カード【阿波市様式】※県外業者で、権限委任をし、委任先が県と異なる場合に提出 ⑫総合評価値通知書の写し ⑬建設業退職金共済組合加入証明書等【写し可】※総合評価値通知書で建設業退職金共済制度加入が「無」の場合に提出 ⑭県発行の申請書受付票の写し ※必ず詳細を阿波市ホームページにて掲載開始後に御確認ください。</p>	<p>①申請書様式第1号(市様式) ②県へ提出した営業所一覧表(様式第2号)※営業所が複数ある場合 ③県発行の申請書受付票 ④工事経歴書 ⑤職員一覧表 ⑥納税証明書(国:その3の3又はその3の2、県:法人(個人の場合は代表者)に未納がないことわかる納税証明書、市:法人及び代表者(個人の場合は代表者)に未納がないことわかる納税証明書) ⑦登記事項証明書(法人)又は身分証明書(個人) ⑧経営事項審査結果通知書 ⑨営業所及び機械器具保管場所の所在図面並びに営業所の写真 ⑩舗装機械の写真及び車検・点検証等の写し※舗装工事を希望する場合</p> <p>※1 紙媒体で申請する場合は、上記の順番に紙製のフラットファイルに綴じて提出してください。 ※2 入力方法等については、電子申請ホームページをご覧ください。</p> <p>①申請書様式第1号(市様式) ②県へ提出した営業所一覧表(様式第2号)※営業所が複数ある場合 ③県発行の申請書受付票 ④工事経歴書 ⑤経営事項審査結果通知書</p> <p>※ 入力方法等については、電子申請ホームページをご覧ください。</p>	<p>【市内企業】 ①県提出の申請書様式第1号の写し ②県発行の申請書受付票の写し ③業者カード(三好市希望工事種別表を参照) ④経営事項審査結果通知書の写し ⑤使用印鑑届 ⑥職員数調 ⑦営業所の見取図及び写真 ⑧特殊機械所有状況等報告書(該当する場合のみ)</p> <p>【市外企業】 ①県提出の申請書様式第1号の写し ②県発行の申請書受付票の写し ③営業所一覧表 ④業者カード ⑤経営事項審査結果通知書の写し ⑥使用印鑑届又は委任状 ⑦工事経歴書</p>
様式等入手方法	阿波市ホームページ	美馬市ホームページ	三好市ホームページ
個別審査書類の詳しい提出要領及び様式等のダウンロード元	https://www.city.awa.lg.jp/	http://www.city.mima.lg.jp/gyosei/nyusatsu/shikaku/shinsa-shinsei/	https://www.miyoshi-i-tokushima.jp/
個別審査書類の様式等の入手又はダウンロード可能時期	R4.12月中旬から	R4.12月中旬より	R04.12月下旬より
個別審査書類の受付期間	R5.1.16~R5.2.15	R5.1.15~R5.2.15	令和5年2月1日~令和5年2月28日
資格有効期間	県内外企業とも R5.6.1~R7.5.31 詳細につきましては、阿波市ホームページにて掲載開始後に御確認ください。	県と同じ	令和5年6月1日~令和7年5月31日
資格認定通知の送付時期	送付予定無し	送付予定無し	送付予定無し
希望工事業種	市内企業のみ「水道工事」は条件つきとなります。詳しくは、阿波市ホームページにて掲載開始後に御確認ください。	直近の経営事項審査で実績のある工程	【市内業者】 ・市で設定した希望工事種別表の中から希望業種を記入してください。 【市外(県外含む)業者】 ・県と同じ
市町村外企業を名簿登録する、あるいは入札参加させるに際して条件を設定している場合、その条件	条件無し	条件無し	受任者が三好市内の従たる営業所であっても、原則として市外業者として取扱う。
市町村で独自に申請書受付を行う案件(共同受付の対象とならない受付を行う場合)	無し	無し	なし
資格認定後の変更届の提出先、提出方法など	上記窓口及び方法と同じ	個別審査書類と同じ	個別審査書類と同じ
追加受付への対応	県の共同受付に準じて実施(ただし、資格有効期間等県と異なる部分があるため、追加受付分の詳細について、阿波市ホームページにて掲載開始後に御確認ください。)	県と同様(共同受付で対応。7~11月で随時受付、県内業者は毎月10日まで受付なら翌月、それ以外なら翌々月認定。県外業者は受付月の翌々月認定。)	県の共同受付に準じて実施(追加受付の詳細は、三好市ホームページに掲載します。)

各市町村における個別審査書類一覧表(建設工事)

	勝浦町	上勝町	佐那河内村	
受付窓口、内容に関する問合せ先	〒771-4395 徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3 勝浦町建設課 TEL:0885-42-1506 FAX:0885-42-3028 E-mail:kensetsu@town.katsuura.i-tokushima.jp	〒771-4501 徳島県勝浦郡上勝町大字福原字下横峯3-1 上勝町総務課 TEL 0885-46-0111	〒771-4195 徳島県名東郡佐那河内村下字中辺71-1 佐那河内村総務課 TEL 088-679-2113 Eメール soumu@vill.sanagochi.lg.jp(LGWAN経由) soumu@sanagochi.i-tokushima.jp(インターネット経由)	
提出方法	町内企業のみを対象に直接持参による。 その他の企業は個別審査書類不要。	持参又は郵送	持参又は郵送	
それぞれの参加希望自治体に提出しなければならない資料(個別審査書類)	<p>【町内企業のみ】</p> <p>①県提出の申請書様式第1号(押印したもの)</p> <p>②町税に係る納税証明書(法人及び代表者、代表者の同居者すべての分、その他役員)</p> <p>③工事経歴書(勝浦町様式)</p> <p>④経営事項審査結果通知書(写し)</p> <p>⑤誓約書(勝浦町様式)</p> <p>※個別審査書類は、資格有効期間中であっても毎年度提出が必要となります。</p>	<p>【町内企業】</p> <p>①県提出の申請書様式第1号(押印したもの)(写し可)</p> <p>②工事経歴書</p> <p>③建設業許可通知書又は建設業許可証明書(写し)</p> <p>④法人及び代表者その他役員町税に関する納税証明書(代表者の同居する者全て。上勝町に納めるべき税があるもののみ)</p> <p>⑤県発行の申請書受付票の写し</p>	<p>【村内企業のみ】</p> <p>①県提出の申請書様式第1号(押印したもの)</p> <p>②使用印鑑届(原本)</p> <p>③村税等の未納がない証明書(写し可)</p> <p>※③は毎年度提出が必要</p>	
	市町村外	個別審査書類は徴しない	【町外企業】 同上	
	県外企業	個別審査書類は徴しない	<p>【県外企業】</p> <p>①県提出の申請書様式第1号(押印したもの)(写し可)</p> <p>②委任状(年間委任の場合で主たる営業所以外に委任する場合)</p> <p>③県発行の申請書受付票の写し</p>	<p>①委任状(委任先が県と異なる場合)</p> <p>※委任状を提出する業者は、県提出の申請書様式第1号(押印したもの)も添付してください。(写し可)</p>
様式等入手方法	勝浦町ホームページ	上勝町ホームページ	佐那河内村ホームページ	
個別審査書類の詳しい提出要領及び様式等のダウンロード元	http://www.town.katsuura.lg.jp/	http://www.kamikatsu.jp/	http://www.vill.sanagochi.lg.jp/	
個別審査書類の様式等の入手又はダウンロード可能時期	R4.12月中旬頃予定	令和5年1月上旬	令和5年1月上旬	
個別審査書類の受付期間	R5.3.1～R5.3.31	R5.1.11～R5.2.28	県と同じ	
資格有効期間	県内外企業ともR5.6.1～R7.5.31	R5.4.1～R7.3.31	令和5年6月1日～令和7年5月31日	
資格認定通知の送付時期	送付予定無し	送付予定無し	送付予定無し	
希望工事業種	県と同じ	県と同じ	県と同じ	
市町村外企業を名簿登録する、あるいは入札参加させるに際して条件を設定している場合、その条件	支店登録が町内にある業者	条件無し	条件無し	
市町村で独自に申請書受付を行う案件(共同受付の対象とならない受付を行う場合)	無し	無し	無し	
資格認定後の変更届の提出先、提出方法など	個別審査書類と同じ	個別審査書類と同じ	個別審査書類と同じ	
追加受付への対応	年度中の追加受付は実施せず	年度中の追加受付は実施せず	県と同様(共同受付で対応。7～11月で随時受付。県内企業は毎月10日まで受付なら翌月、それ以外なら翌々月認定。県外企業は受付月の翌々月認定。)	

各市町村における個別審査書類一覧表(建設工事)

	石井町	神山町	那賀町
受付窓口、内容に関する問合せ先	〒779-3295 徳島県名西郡石井町高川原字高川原121番地1 石井町財政課 TEL 088-674-7501 Eメール zaisei@ishii-i-tokushima.jp	〒771-3395 徳島県名西郡神山町神領字本野間100番地 神山町総務課 TEL 088-676-1111	〒771-5295 徳島県那賀郡那賀町和食郷字南川104-1 那賀町会計課検査室 TEL 0884-62-1120 Eメール kaikai@naka.i-tokushima.jp
提出方法	持参又は郵送		
それぞれの参加希望自治体に提出しなければならない資料(個別審査書類)	市内企業	個別審査書類は徴しない	個別審査書類は徴しない
	市内村外		
	県外企業		
様式等入手方法	石井町ホームページ		
個別審査書類の詳しい提出要領及び様式等のダウンロード元	http://www.town.ishii.lg.jp/		
個別審査書類の様式等の入手又はダウンロード可能時期	令和5年1月上旬より		
個別審査書類の受付期間	R5. 3. 1～R5. 3. 31		
資格有効期間	県内外企業とも R5. 6. 1～R7. 5. 31	県と同じ	県内外企業ともR5.5.1～R7.4.30
資格認定通知の送付時期	送付予定無し	送付予定無し	送付予定無し
希望工事業種	県と同じ	県と同じ	県と同じ
市町村外企業を名簿登録する、あるいは入札参加させるに際して条件を設定している場合、その条件	条件無し	条件無し	条件無し
市町村で独自に申請書受付を行う案件(共同受付の対象とならない受付を行う場合)	随意契約等における小工事の参加登録業者(詳細は直接石井町へ確認。)	無し	無し
資格認定後の変更届の提出先、提出方法など	個別審査書類と同じ	提出先は上記と同じ	提出先は上記と同じ 提出方法は持参、郵送とも可
追加受付への対応	年度中の追加受付は実施せず	県と同様(共同受付で対応。7～11月で随時受付、県内企業は毎月10日まで受付なら翌月、それ以外なら翌々月認定。県外企業は受付月の翌々月認定。)	年度途中の追加受付は随時対応(町独自で対応)

各市町村における個別審査書類一覧表(建設工事)

	牟岐町	美波町	海陽町						
受付窓口、内容に関する問合せ先	〒775-8570 徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村7-4 牟岐町建設課 TEL 0884-72-3418	〒779-2395 徳島県海部郡美波町奥河内字本村18-1 美波町建設課 TEL 0884-77-3618	〒775-0295 徳島県海部郡海陽町大里字上中須128 海陽町管財課 TEL 0884-73-4169 FAX 0884-73-3097						
提出方法			持参又は郵送						
それぞれの参加希望自治体に提出しなければならない資料(個別審査書類)	<table border="1"> <tr> <td>県内企業</td> <td>個別審査書類は徴しない</td> </tr> <tr> <td>市町村外</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県外企業</td> <td></td> </tr> </table>	県内企業	個別審査書類は徴しない	市町村外		県外企業		個別審査書類は徴しない	<p>【全企業】</p> <p>①県提出の申請書様式第1号(押印したもの) ※①のみの提出は不要です。</p> <p>②営業所の町税完納証明書(営業所等が海陽町にある場合) ③代表者の町税完納証明書(代表者が海陽町に在住する場合)</p> <p>※②③に該当する場合は、①と併せて提出してください。</p> <p>※本社・事業所及び営業所、役員の方の住所が海陽町に無い場合は全ての個別審査書類は不要です。</p>
県内企業	個別審査書類は徴しない								
市町村外									
県外企業									
様式等入手方法	県の様式に準ずる		海陽町ホームページ						
個別審査書類の詳しい提出要件及び様式等のダウンロード元			https://www.town.kaivo.lg.jp						
個別審査書類の様式等の入手又はダウンロード可能時期			R4年12月下旬						
個別審査書類の受付期間	県と同じ		開始は徳島県と同じ～R5.2.28						
資格有効期間	県と同じ	県と同じ	R5.7.1～R7.6.30						
資格認定通知の送付時期	送付予定無し	送付予定無し	送付予定なし						
希望工事業種	県と同じ	県と同じ	県と同じ						
市町村外企業を名簿登録する、あるいは入札参加させるに際して条件を設定している場合、その条件	条件無し	条件無し	条件なし						
市町村で独自に申請書受付を行う案件(共同受付の対象とならない受付を行う場合)	共同企業体の申請は町で申請書類一式を受け付ける	無し	共同受付の対象とならない町内業者のみ上記窓口で個別に受け付け。 提出期限等は、上記個別審査書類の提出期限と同じ						
資格認定後の変更届の提出先、提出方法など	提出先は上記と同じ 提出方法は持参、郵送ともに可	提出先は上記と同じ 提出方法は持参、郵送ともに可	上記窓口及び方法と同じ						
追加受付への対応	県と同様(共同受付で対応。7～11月で随時受付、県内企業は毎月10日まで受け付けなら翌月、それ以外なら翌々月認定。県外企業は受付月の翌々月認定。)	県と同様(共同受付で対応。7～11月で随時受付、県内企業は毎月10日まで受付なら翌月、それ以外なら翌々月認定。県外企業は受付月の翌々月認定。)	年度途中の追加受付は実施せず。						

各市町村における個別審査書類一覧表(建設工事)

	松茂町	北島町	藍住町
受付窓口、内容に関する問合せ先	〒771-0295 徳島県板野郡松茂町広島宇東裏30番地 松茂町総務課 TEL 088-699-8710 FAX 088-699-6010 eメール shimei@matsushige.i-tokushima.jp	〒771-0285 徳島県板野郡北島町中村字上地23番地1 北島町総務課 TEL 088-698-9801	〒771-1292 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52-1 藍住町建設産業課 TEL 088-637-3122 FAX 088-637-3152 Eメール kensetsu@aizumi.i-tokushima.jp
提出方法	メール (shimei@matsushige.i-tokushima.jp) 必ず件名は【指名願送付】貴社名をご記入ください。	持参又は郵送	持参又は郵送
それぞれの参加希望自治体に提出しなければならない資料(個別審査書類)	市内企業 市町村外	【全企業】 ①県提出の申請書様式第1号 ②工事経歴書(直前2年間分) ③北島町政治倫理条例第16条に基づく誓約書(町様式) ④県発行の申請受付票 ⑤提出書類チェック表	【全企業】 ①県提出の申請書様式第1号 ②町税等の納税状況調査同意書 ③藍住町暴力団排除要綱に伴う誓約書
	県外企業		
様式等入手方法	松茂町のホームページよりダウンロード	北島町ホームページ	藍住町ホームページ内
個別審査書類の詳しい提出要件及び様式等のダウンロード元	https://www.town.matsushige.tokushima.jp/	https://www.town.kitajima.lg.jp/	https://www.town.aizumi.lg.jp/
個別審査書類の様式等の入手又はダウンロード可能時期	R4年12月下旬から予定	R4年12月下旬から	R4年12月上旬予定
個別審査書類の受付期間	R5. 3. 1～R5. 3. 15	R5.1.16～R5.2.28	県と同じ
資格有効期間	R5. 6. 1～R7. 5. 31	県と同じ	県と同じ
資格認定通知の送付時期	送付予定なし	送付予定無し	送付予定なし
希望工事業種	県と同じ	県と同じ	県と同じ
市町村外企業を名簿登録する、あるいは入札参加させるに際して条件を設定している場合、その条件	条件なし	条件無し	条件なし
市町村で独自に申請書受付を行う案件(共同受付の対象とならない受付を行う場合)	共同受付の対象とならない業者の方については、総務課まで連絡ください。	1件につき130万円以下の工事のみ受注可能とする簡易登録	無し
資格認定後の変更届の提出先、提出方法など	提出方法と同様メールにて対応。 件名 例) 【指名願 変更届】貴社名〇〇〇	上記窓口及び方法と同じ	上記窓口及び方法と同じ
追加受付への対応	県と同様(共同受付で対応)	県と同様(共同受付で対応)	県と同様

各市町村における個別審査書類一覧表(建設工事)

	板野町	上板町	つるぎ町
受付窓口、内容に関する問合せ先	〒779-0192 徳島県板野郡板野町吹田字町南22-2 板野町建設課 TEL 088-672-5996 FAX 088-672-5553 Eメール kensetsu@town-itano.itano.tokushima.jp	〒771-1392 徳島県板野郡上板町七條字終塚42番地 上板町建設課 TEL 088-694-6812 Eメール ke@kamiita.i-tokushima.jp	〒779-4195 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦1-3 つるぎ町管理防災課 TEL 0883-62-3111 FAX 0883-62-4944 Eメールkanri@town.tokushima-tsurugi.lg.jp
提出方法	持参又は郵送	持参又は郵送	持参又は郵送
それぞれの参加希望自治体に提出しなければならない資料(個別審査書類)	市内企業	①県提出の申請書様式第1号(押印したもの) ②業者カード ③工事経歴書 ④建設業許可通知書又は建設業許可証明書(写し可) ⑤登記事項証明書(法人)、身分証明書(個人)(いずれも写し可) ⑥町税に係る納税証明書(写し可) ⑦総合評定値通知書の写し ⑧建設業退職金共済組合加入証明書(総合評定値通知書で建設業退職金共済制度加入が「無」の場合)(写し可)	①県提出の申請書様式第1号(押印したもの) ②業者カード ③工事経歴書 ④経営事項審査結果通知書の写し ⑤町税等の納税状況調査同意書
	市町村外	①県提出の申請書様式第1号 ②業者カード(県提出のもの) ③工事経歴書 ④建設業許可通知書又は建設業許可証明書(写し可) ⑤登記事項証明書(法人)、身分証明書(個人)(いずれも写し可) ⑥町税に係る納税証明書(町内に営業所を有する場合・代表者が町内に在在する場合)(写し可) ⑦総合評定値通知書の写し ⑧建設業退職金共済組合加入証明書(総合評定値通知書で建設業退職金共済制度加入が「無」の場合)(写し可)	上板町内に主たる営業所がある場合、以下の書類を期限内に提出する。 ①県提出の申請書様式第1号(押印したもの) ②業者カード ③工事経歴書 ④経営事項審査結果通知書の写し ⑤町税等の納税状況調査同意書(代表者が町内に在在する場合) ⑥営業所一覧表 ⑦委任状(年間を通して権限を営業所等に委任する場合) ⑧特殊機械保有状況等報告書(舗装・道路区画線工事を希望する場合)
	県外企業	①県提出の申請書様式第1号 ②業者カード(県提出のもの) ③工事経歴書 ④建設業許可通知書又は建設業許可証明書(写し可) ⑤町税に係る納税証明書(町内に営業所を有する場合・代表者が町内に在在する場合)(写し可) ⑥総合評定値通知書の写し ⑦営業所一覧表(統一様式で可) ⑧建設業退職金共済組合加入証明書(総合評定値通知書で建設業退職金共済制度加入が「無」の場合)(写し可) ⑨委任状(年間委任する場合)	上板町内に主たる営業所がある場合、以下の書類を期限内に提出する。 ①県提出の申請書様式第1号(押印したもの) ②業者カード ③工事経歴書 ④経営事項審査結果通知書の写し ⑤町税等の納税状況調査同意書(代表者が町内に在在する場合) ⑥営業所一覧表 ⑦委任状(年間を通して権限を営業所等に委任する場合) ⑧特殊機械保有状況等報告書(舗装・道路区画線工事を希望する場合)
様式等入手方法	板野町ホームページ	上板町ホームページ入札情報よりダウンロード	個別審査書類に係る様式はありません。
個別審査書類の詳しい提出要件及び様式等のダウンロード元	http://www.town.itano.tokushima.jp/	http://www.townkamiita.jp/	無し
個別審査書類の様式等の入手又はダウンロード可能時期	R4年12月下旬予定	R5年1月頃予定	個別審査書類に係る様式はありません。
個別審査書類の受付期間	R5.2.1～R5.3.31	県共同受付後随時受付	県と同じ
資格有効期間	県内外企業ともR5.5.1～R7.4.30	県と同じ	県と同じ
資格認定通知の送付時期	送付予定無し	送付予定無し	送付予定無し
希望工事業種	直近の経営事項審査の受審工種	県と同じ	県と同じ
市町村外企業を名簿登録する、あるいは入札参加させるに際して条件を設定している場合、その条件	条件無し	条件無し	条件無し
市町村で独自に申請書受付を行う条件(共同受付の対象とならない受付を行う場合)	無し	共同受付の対象とならない業者	無し
資格認定後の変更届の提出先、提出方法など	受付、審査担当窓口と同じ	上記窓口及び方法と同じ	受付、審査担当窓口と同じ
追加受付への対応	県と同様(共同受付で対応)	県と同様(共同受付で対応)	県と同様(共同受付で対応。7～11月で随時受付、県内企業は毎月10日まで受付なら翌月、それ以外なら翌々月認定。県外企業は受付月の翌々月認定。)

各市町村における個別審査書類一覧表(建設工事)

		東みよし町						
受付窓口、内容に関する問合せ先	〒779-2595 徳島県三好郡東みよし町屋間3673番地1 東みよし町建設課 TEL 0883-79-5342 FAX 0883-79-3235 Eメールkensetsu01@higashimiyoshi.i-tokushima.jp							
提出方法								
それぞれの参加希望自治体に提出しなければならない資料(個別審査書類)	<table border="1"> <tr> <td>県内企業</td> <td rowspan="2">個別審査書類は徴しない</td> </tr> <tr> <td>市町村内</td> </tr> <tr> <td>市町村外</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県外企業</td> <td></td> </tr> </table>	県内企業	個別審査書類は徴しない	市町村内	市町村外		県外企業	
県内企業	個別審査書類は徴しない							
市町村内								
市町村外								
県外企業								
様式等入手方法								
個別審査書類の詳しい提出要領及び様式等のダウンロード元								
個別審査書類の様式等の入手又はダウンロード可能時期								
個別審査書類の受付期間								
資格有効期間	令和5.6.1～令和7.5.31							
資格認定通知の送付時期	送付予定無し							
希望工事業種	県と同じ							
市町村外企業を名簿登録する、あるいは入札参加させるに際して条件を設定している場合、その条件	条件無し							
市町村で独自に申請書受付を行う条件(共同受付の対象とならない受付を行う場合)	無し							
資格認定後の変更届の提出先、提出方法など	提出先は上記と同じ 提出方法は持参、郵送ともに可							
追加受付への対応	県と同様(共同受付で対応。7～11月で随時受付、県内企業は毎月10日まで受付なら翌月、それ以外なら翌々月認定。県外企業は受付月の翌々月認定。)							